

市町村子ども・子育て支援事業計画において定める「量の見込み」算出方法の見直し（重点番号 4）

子ども・子育て支援法

- ・計画には教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めること

基本指針

- ・市町村は、利用調査を踏まえて量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと

算出の手引き

- ・手引きに示す標準的な算出方法によることが望ましい
- ・具体的な算出方法等については、地方版子ども子育て会議の議論を経て、適切に判断いただきたい
- ・アンケートの具体の項目や、実際の調査票の案も記載

提案の概要

市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みについて、法律の規定のみならず、基本指針や手引き等において算出方法が詳細に示されており、実質的な義務付けとなっている。次期計画に係る算出の手引きにおいては、ヒアリングや実績値等に基づく算出を含めた複数の方法を示すなど、柔軟な算出を可能とすること。

対応方針案の概要

量の見込みの算出方法については、アンケート調査以外の手法を用いることも可能である旨を明確化し、市町村に令和 4 年度中を目途に周知するとともに、アンケート調査以外の手法を例示すること等について検討を行い、令和 4 年度中を目途に結論を得る。